

(5月28日現在)

緩和の目安

再要請の目安

①新規陽性者数

9.0人

1日20人未満

1日50人

②新規陽性者における
接触歴等不明率

54.0%

50%未満

50%

③週単位の陽性者
増加比

1.07

1 未満

2

④重症患者数

32人

※①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。

⑤入院患者数

380人

(参考) 患者数に応じた病床を確保

	レベル1	レベル2	レベル3
重症患者	100	300	700床
入院患者	1000	3000	4000床

⑥PCR検査の陽性率

1.2%

⑦受診相談窓口
における相談件数

908件

○モニタリング指標の状況や審議会の意見を踏まえ、
6月1日から **ステップ2に移行**

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における対応（案）

令和 2 年 5 月 2 9 日

東京都総務局

ステップ2における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応（案）

1. 区域 都内全域

2. 期間 令和2年6月1日（月曜日）午前零時から

3. 実施内容

- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ2に移行

4. 「新しい日常」の定着に向けた取組

- ・事業者向けガイドブックの作成
- ・業界団体等と連携したアドバイザーの派遣
- ・感染拡大防止策チェックシートの作成
- ・都民の方が安心して利用できる施設であることをお知らせするためのステッカーの作成

感染防止徹底宣言



【参考】 ステップ2における休業要請等の法的整理について

特措法第24条第9項に基づく休止等要請

施設の種類	内訳	要請内容
遊興施設 等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ライブハウス、カラオケ 等	施設の使用停止 及び 催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜10時までの間（酒類の提供は夜10時まで）とする。 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	営業時間の短縮、 適切な感染拡大防止の 徹底